

徳島市民間広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歳入の確保及び経費の節減を図るとともに、市民サービスの向上及び地域活性化を図るため、市の資産等を活用して行う広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。なお、広告事業のうち施設命名権に関する事項は、別途定める実施方針を優先適用する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の資産等 市が発行する広報物及び印刷物並びに市が所有する物件その他の資産をいう。
- (2) 広告事業 市の資産等を活用して広告料収入を得る事業又は事務事業経費の節減を図る事業であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 広告の掲載
 - イ 施設命名権の売却
- (3) 広告媒体 次に掲げる市の資産等であつて、広告事業に活用するものをいう。
 - ア 市が管理するホームページ
 - イ 市の広報誌及び市が使用する封筒その他の印刷物
 - ウ 市の所有に属する不動産
 - エ その他広告媒体として市長が適当と認めるもの

(広告事業の募集等)

第3条 市長は、広告媒体ごとに定める募集要領等にしたがつて、広告事業の募集、広告主の決定及び広告の内容又は命名しようとする名称の審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の募集、決定及び審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、徳島市広告審査委員会（以下「広告審査会」という。）に諮るものとする。

(広告審査会)

第4条 市長は、広告事業の可否等を審査するため、広告審査会を置く。

- 2 広告審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、企画政策局広報広聴課長、総務部総務課長、財政部管財課長、市民環境部市民生活課長、市民環境部人権推進課長、経済部経済政策課長、教育委員会青少年育成補導センター所長を持って充てる。
- 5 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて広告媒体を所管する課等の長を臨時の委員とすることができる。
- 6 広告審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

- 7 広告審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 広告審査会の議事は、出席した委員の2分の1をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 9 広告審査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係部局の者その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 10 広告審査会の庶務は、財政部管財課において処理する。
- 11 その他広告審査会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(広告事業の規制)

第5条 広告の内容又は命名しようとする名称が次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名又は意見を広告しようとするもの
 - (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
 - (7) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
 - (8) 青少年の健全育成にとって有害であるおそれのあるもの
 - (9) その他広告事業として適当でないと市長が認めるもの
- 2 次に掲げる業種又は業者については、広告事業の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受けるもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) 賭博・ギャンブルに係るもの
 - (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - (5) その他広告主として適当でないと市長が認めるもの
- 3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、市の指名停止措置等を受けている者等は、広告主となることができない。広告事業の期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告料)

第6条 広告主から徴収する広告料の額は、広告媒体ごとに市長が別に定める。ただし、条例等に定めがある場合及び入札等の方法により広告主を募集する場合は、この限りでない。

- 2 広告に係る費用又は命名及び名称の表示に係る費用は、広告主の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の内容その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利又は命名権を譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告事業の中止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告事業を中止することができる。

- (1) 広告主が、市長が指定した期日までに広告料を納入しなかったとき
- (2) 市の行政運営において支障があると認めるとき
- (3) 広告主が第5条第2項又は第3項に掲げる要件に該当することが判明したとき
- (4) 広告主が書面により、広告事業の取下げを申し出たとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき

2 前項の規定により広告事業を中止した場合において、広告主に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により広告事業を中止した場合において、広告主の責めに帰すべき理由により市に生じた費用については、広告主の負担とする。

(広告料の不還付)

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告事業を中止したときは、この限りでない。

(広告が掲載された物品等の受け入れ)

第10条 市長は、広告が掲載された物品等の寄贈の申入れがあった場合において、当該広告が第5条に掲げる要件に該当しないと認められるときは、当該寄贈を受けることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。